

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

熊本地震に対する義援金口座開設について

この度の平成28年熊本地震の被害によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

現在、各ブロック、各県肢連より、被災地域の状況確認のお問い合わせをはじめ、被災地に対する援助・支援等のお申し出が全肢連事務局に寄せられています。

現地の災害支援情報や状況は全肢連のfacebook やTwitter などのSNS で随時発信をさせていただいておりますが、皆様からの新たな情報がございましたら事務局までお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回の地震に対する支援の一環として「義援金口座を開設し義援金をお預かりする」ことといたしました。

つきましては下記内容で受付を行なうことといたしましたのでご案内申し上げます。

ゆうちょ銀行 (金融機関コード 9900)

店番 019 (ゼロイチキューウ店)

貯金種目 当座

口座番号 0561899

加入者名 社団法人 全肢連 (シャダンホウジン ゼンシレン)

※「振替払込書」を利用される場合は 00130-3-0561899 とご記入下さい

★HP響にて詳細掲載→ http://www.zenshiren.or.jp/system/dnlpdf/143_1.pdf

熊本地震に対する全肢連並びに九州ブロックの取組み

4月23日(土)に全肢連九州ブロック連絡協議会例会が福岡県小郡市で開催され、清水会長より熊本地震に対する災害見舞金20万円が九州ブロックの会長に託されました。

また、九州ブロック連絡協議会役員会では、九州各県肢連で義援金の取組みを行っていくことが決まりました。

また既に各地より災害義援金がお寄せいただいております。ご厚情を感謝いたします。

静岡県肢連 東部連絡協議会 会長スガ テルオ様	4月20日	10,000円
静岡県肢連 東部連絡協議会 柿島 正二様	4月20日	10,000円
島根県肢連 石津 浩様	4月21日	50,000円
阿部会計事務所様	4月21日	30,000円
滋賀県障害児者と父母の会連合会様	4月21日	20,000円
香川県肢連 会長 中山 節子様	4月22日	65,000円
静岡県肢連 中部連絡協議会 会長 青木 京介様	4月23日	10,000円

※ご送金いただきました御名義で掲載させていただきました。

災害時における障害のある子どもへの配慮

災害時には、周囲のかかわる人たちが、障害のある子ども一人一人の特徴や特性を理解して適切な配慮の下に、対応することが必要となります。

災害時の障害のある子どもへの配慮は、障害のない子どもへの配慮と同様の内容が多くありますが、障害があることを踏まえての配慮が、特別に必要となる場合があります。

災害時における対応は、平素からの子どもの障害の理解とそれに基づく配慮が基本になります。

《心理面への配慮》

災害により、私たちは、災害そのものへの恐怖を感じるだけでなく、時として、今までの当たり前で過ごしていた日常生活、大切にしていた物、また家族や友人といった大切な人を突然失ってしまう喪失体験を持つこととなります。さらに、災害時における心理的状況には、今置かれている恐怖の状態がいつまで続くのか分からない、またいつか災害に巻き込まれるのではないかとといった不安も重なります。

そうした心理的ストレスは心のバランスを崩す引き金となり、様々な症状や状態となって現れてきます。それは例えば、頭痛、腹痛、吐き気、めまい、頻尿・夜尿といった身体症状であったり、不眠、悪夢などの睡眠障害、また、突然の興奮状態、過敏さ、集中力の不足、引きこもり・うつ状態といったものだったりします。

こうした症状や状態は程度の差こそあるものの年齢を問わず見られるものです。特に小さな子どもは、目の前で起きていることの原因がよく分からず、中には、原因を自分に向け「自分が悪いことをしたせいで」という思う子どもも少なくありません。大人には思いもつかないような理由から不安や恐怖を感じていることもあるのです。そこで、大人は次のようなことに配慮してかかわる必要があります。

- ・災害はいつまでに続くものではないことを伝える。
- ・子どもをひとりぼっちにしない。
- ・子どもが話そうとすることはきちんと聞き、何を伝えたいのか理解しようとする。
- ・子どもが話したがらない時には無理に話させない。ただし、話したくなったらいつでも話をしたいという姿勢を伝える。
- ・子どもが話すことを否定しない。ただし、明らかに事実と異なって理解をしている場合には、事実をその子にとって分かるように伝える。
- ・今までの生活でできていたことが災害後にできなくなることがあっても焦らず見守る。そして、時期を見て、できるようになるような手立てを考え、伝える。

- ・自分が役に立っていると思えるような機会を作ってあげる。
- ・症状に改善は見られない場合には、専門家に相談をする。

障害のある子どもにとっては、障害の特性や個々の状態により、さらに異なる不安を抱いたりすることがあるので、その対応が必要になることがあります。

《医療面への配慮》

障害のある子どもの中には、医療面での対応を平素から受けている子どもがいます。

災害時には、これらの子どもに日常的に行われる医療面での対応が滞ることのないようにすることが必要となります。

そのためにも障害のある子どもの基本情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から管理するとともに、それを災害時においても利用できるようにしておくことが求められます。

（1）災害に見舞われたときの対応

①運動に制限のある子どもへの配慮

○被災時点での対応

運動に制限のある子どもは、とっさに自分で身の安全を確保することが難しい場合があります。周りにいる援助者が、まず、子どもの身の安全を確保しましょう。

○避難途上や避難場所での対応

建物が壊れていたりして、車いすやストレッチャーなどの移動機器が使用できない場合があります。その場合には、一次避難場所まで、皆で助け合って担架などで移動させましょう。避難所は、バリアフリーになっていない場合が考えられます。障害のある子どもの中には体温管理などにも配慮が必要なことがあります。また、日ごろから、車いす用のトイレなどの最低限の緊急時の避難用具を確保しておくことも必要です。さらに、避難所で使用するトイレとして車いすの人も使用できる物を準備しておくことも大切です。

②食事に制限のある子どもへの配慮

食物アレルギーや慢性腎不全など、日ごろから食事制限が必要な病気の子どものいます。また、重度障害のある子どもの場合は、ミキサー食や経管栄養が必要なことがあります。このような場合、適切な食事を確保することや、スペースを確保し、必要な加工ができるようにすることが大切です。

③常時服用している薬や処置等への配慮

病気によっては、1日薬を使わなければ、命にかかわることがあります。この場合、日ごろから予備の医薬品を確保しておくほか、緊急に医薬品を確保できる方法も確認しておく必要があります。医療的な処置については、例えば、ぜん息発作時の吸入、インスリン注射、てんかん発作時の座薬の挿入などが必要になることがあります。医薬品の確保とともに、その処置について医療機関と連携しておくことや、必要に応じて、病院等に搬送できるようにしておくことが必要です。

④医療的ケア等への対応

特別支援学校には、医療的ケアを受けている子どもがいます。呼吸器系のケアには、たんの吸引以外にもエアウェイの使用、気管切開部の管理、酸素吸入の管理、人工呼吸器の管理などがあります。また、食事摂取などの消化器系のケアには、嚥下障害への対応、経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）などへの対応があり、薬物の注入が必要な場合もあります。さらに、排せつ系のケアでは、導尿、人工肛門、膀胱ろうなどがあります。避難所で

は、プライバシーに配慮しつつ（他の人から見えないようにするなど）、医療的ケアを行うことができるスペースを確保することが必要です。避難所で医療的ケアを実施することが難しい場合、医療機関との連携が必要になるため、医療機関との連絡や搬送手段の確保が必要になります。特に人工呼吸器などを使用している場合には、電源の確保も重要です。

（2）平常時から準備しておくこと

災害時の医療面での配慮のためには、平時から医療機関との連携体制の構築が必要です。災害時には、いち早く、医療機関に連絡を取り、薬や医療的ケアの確保に関して、どのようなネットワークが構築されているか確認しておくことが大切です。

《平常時から準備しておくこと》

被災時における障害のある子どもの安全の確保やその後の対応を進めるためには、平素からの備えが重要です。

学校においては、校内支援体制の下、家庭や地域の支援システムとの連携が重要です。

（1）障害の理解と対応と校内の支援体制

災害時における障害のある子どもへの対応は、基本的には日常的なものと変わりません。

子どもの障害の状況や特性を理解し、個々の子どものニーズに適切に対応することが重要です。校内委員会や事例検討会などを通して、平素から、一人一人の子どもへの理解と配慮や支援に留意していくことが、災害時に対する最も有効な備えとなります。

（2）地域の支援ネットワークとの連携

障害のある子どもは、家庭や学校だけでなく、医療機関や福祉機関など地域の様々な機関によって支えられています。

災害時においても、これらの関連機関との連携が必要です。

平素からこれらの機関や支援ネットワークとの連携を進めるとともに、災害時における支援の連携体制についても検討しておくことが求められます。

（3）個別の教育支援計画や「サポートブック」等の作成と活用

障害のある子どもの状況や特性は様々です。学校では、子ども一人一人のニーズに対応した配慮や支援を行うために、家庭をはじめ、医療機関、福祉機関等との密接な連携を行っています。

災害時においては、こうした配慮や支援が避難場所など普段と異なる場所で、普段と異なる支援者によって行われることとなります。

「個別の教育支援計画」は、子どもにかかわる人たちに子どものことを理解してもらい、適切な配慮や支援を行ってもらうための手立てとして活用することも考えられます。また、自閉症の子どもなどの中には、日ごろより「サポートブック」等を活用していることもあるので、必要に応じて、それらを活用することも有効です。

「サポートブック」等には、子どもの氏名、年齢、学校名・学年、保護者の氏名、住所・連絡先などの基本情報とともに、必要に応じて、子どもの障害の状況や心理や行動の特性と必要な配慮や支援、病気や服薬の状況、通院する医療機関や主治医に関する情報を記載するとよいでしょう。

「個別の教育支援計画」や「サポートブック」は、個人情報に記載されます。作成と活用の趣旨を十分に説明し、保護者・本人とともに作成すること、また、活用に当たっては、保護者・本人の了解の下で行うとともに、情報の管理には特に留意することが必要です。

《肢体不自由のある子どもへの配慮》

肢体不自由といっても、その状態は不自由な部位や程度により様々です。右手や右半身だけの、あるいは両足の、さらには全身の運動・動作が不自由という場合があります。また、その程度も、日常生活にさほど困難を感じない者、松葉つえや車いす等の補装具を必要とする者、さらには多くの活動に介助を必要とする者など多岐にわたっています。

肢体不自由のある子どもへの対応をする際には、身体の運動・動作の困難さだけではなく、併せ有する他の障害による困難さへの配慮もきわめて大切です。

(1) 身体面の問題への配慮

姿勢を整えたり移動したりする際に、介助や見守りが必要な子どもが少なくありません。寝返りや座位での移動など自分で動くことが可能な場合には、安全面への配慮が必要です。段差などは、車いすの移動を妨げるだけでなく、歩行が不安定な子どもにとっては、思わぬ転倒事故の原因となります。また、着替えなどをする場合にも、他の子どもより広いスペースを使うこと、時間がかかることなどへの配慮が必要です。

また、肢体不自由のある子どもは、体調が変化しやすいことがあります。そのため、災害後の避難生活などでは、子どもの健康状態に十分留意することが必要です。「普段なら風邪ですむところが、あつという間に肺炎にまで進んでしまった。」ということがないように、日常以上の健康観察が大切です。

さらに、自分で身体を動かすことが困難な場合、子どもにとって楽な姿勢や移動の際の介助方法を確認しておきます。車いす上やベッド上に長時間同じ姿勢でいると、床ずれを起こしてしまうことがあります。痛みや不快感などが続くことがないように対応することが大切です。

(2) 心理・行動面の問題への配慮

環境の変化に伴い、「自分でできていたことができなくなる」場面が多くなることで、ストレスや不安が高じてきます。そうしたことから、極端に消極的になったり、依頼心が増す場合があります。「自分でできる環境」を可能な限り整えてあげ、時間がかかっても「見守る」ことも大切です。できないことを介助する際も、本人の意思を確かめて、本人のペースを尊重しながら必要な援助をするように心がけましょう。

(3) 日常生活における基本的な動作への配慮

①食事

肢体不自由のある子どもは、食事にも配慮が必要な場合が少なくありません。「刻み食」や「おかゆ」など食べられる食形態を用意することが必要です。

また、自分の使いやすいスプーンやお皿などの食器を用意することで、自分で食べることができるようになり、それが心理的な安定にもつながります。

②トイレ

車いすでもトイレまでの移動がしやすいこと、洋式便器で手すりなどがあり安定して安全に排泄ができる環境が必要です。また、おむつやしびん等を使用する場合でも、プライバシーが十分に保たれるように配慮することが必要です。

③入浴

避難所等の生活で、介助が必要な場合、同性の家族がいないと、例えば「男子を女性用のお風呂に入れることができずに困る。」というようなことが想定されます。同性の介助者を確保するなどプライバシーを保てるように配慮することが必要です。

「一般就労増やすべき」～政府、障害者の就業で意見交換～

政府は12日、一億総活躍社会実現に向けた工程表「ニッポン1億総活躍プラン」を今年5月にまとめることに関連し、障害者、難病患者の就業について、福祉関連事業者を招いて意見交換した。加藤勝信（1億総活躍担当大臣）に対し、「一般就労する能力のある人が就労継続支援A型事業所につながらないようにすべき」との意見があがった。

全国53カ所の就労移行支援事業所（障害福祉サービス）などを展開する（株）LITSA LICO（リタリコ・東京）の長谷川敦弥社長は、ハローワークがA型事業所を紹介しても就職に至ったケースを就職実績に含めないよう改めることを提案した。A型事業所への安易な紹介を減らし、一般就労を増やすべきだとした。

就労移行支援事業については、本来の目的である就職支援に特化した事業内容にするよう主張。現在は利用者に支払う工賃の発生する委託業務を行う事業所が多いとし、改めるべきだとした。

全国327カ所の障害者就業・生活支援センターの機能強化もかねて論点に上がっている。同センターなどが加盟するNPO法人全国就業支援ネットワークの高井敏子理事長も、A型事業所の安易な選択を問題視。一般就労に移行することを報酬上評価すべきだとした。同センターについては配置職員を増やすべきだとした。

A型事業所は障害者と雇用契約を結び、最低賃金以上の賃金を払う障害福祉サービス。近年事業所数が急増し、不適切な運営があることも指摘されている。現在、約4万2000人が利用する。

政府は働き方改革を1億総活躍プランの柱にする考え。安倍晋三首相は高齢者、若者、障害者、難病患者の就業を増やすためのロードマップを作るよう文部科学省、厚生労働省に指示している。

平成28年度「地域指導者育成セミナー」実施内容が決定

今年度も全国7ブロックにおいて「地域指導者育成セミナー」の開催が決まりました。

テーマは肢体不自由児者に対する合理的配慮に基づく『防災・減災の取り組み』です。

地域指導者育成セミナーはJKAの補助事業として継続して申請をしており、今年は「合理的配慮」に基づく防災・減災計画の取り組みを学習することを目的として、全国の先進事例を踏まえ、肢体不自由児者とその家族の理解を深め、わかりやすい研修を行います。

講師は、NPO法人ADRA Japan（アドラジャパン）渡辺日出夫氏にご講演いただきます。渡辺氏は東日本大震災で政府が設置する「政府緊急現地対策本部」においてボランティア代表として政府会議に出席し、政府とボランティア間の情報共有及び連絡調整などを行い、現在は防災士として、静岡県東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会委員、震災が繋ぐ全国ネットワーク事務局次長等を務めつつ、平時の防災・減災啓発活動に従事しています。

地震に限らず、防災・減災について関心、興味のある本人、親、支援者等、支部・地区父母の会会員の方を対象としていますので多くのご参加をお待ちしています。

詳細につきましては、下記セミナー当番県の事務局にお問い合わせ下さい。

◆地域指導者育成セミナーの趣旨

- ・各自治体が災害対策基本法に基づき定めている『地域防災計画』を知り、有事に備え、

身近な『地区防災計画』に対して、「合理的配慮」に基づく防災・減災計画の取り組みを目指す。

- 全国で先駆的に行われている障害者をはじめとする避難行動要支援者に対する防災訓練の様子や、各地の先進的取り組みを学び、地域の防災課や消防署とも連携を取り、障害者等に対する合理的配慮を伴った防災計画の取り組みを具現化していくことを目指す。
- 福祉的避難所の機能や医療機関との連携、市民の理解度等についても検証していくことを目指す

《7ブロック開催日程表》

ブロック	開催地域	日 程
北海道ブロック	札幌市	8月20日（土）～21日（日）
東北ブロック	岩手県	6月18日（土）～19日（日）
関東甲信越ブロック	茨城県	10月1日（土）～2日（日）
東海北陸ブロック	富山県	11月12日（土）～13日（日）
近畿ブロック	大阪府	12月10日（土）～11日（日）
中国四国ブロック	香川県	9月24日（土）～25日（日）
九州ブロック	長崎県	11月19日（土）～20日（日）

平成29年度全国大会・ブロック大会 日程のお知らせ

平成29年度(2017年)のブロック大会の日程が徐々に決まってきました。事業計画を立てる際の参考にしていただければ幸いです。なお5月1日現在、北海道ブロック・東北ブロック・九州ブロックの期日が未定ですので、日程が重ならないようにご協力ください。

ブロック大会	大会名	日 程	会 場
第15回北海道ブロック	札幌研究大会	未定	道民活動センター
第37回東北ブロック大会	宮城大会	未定	未定
第54回関東甲信越ブロック大会	新潟大会	7月1日（土）	ANAクラウンプラザホテル新潟
第52回東海北陸ブロック大会	静岡大会	6月17日（土）～18日（日）	ホテルコンコルド浜松
第50回全肢連全国大会		9月9日（金）前夜祭	リーガロイヤルホテル京都
		9月10日（土）大会	京都テルサ
第52回近畿ブロック大会	京都大会	〃	〃
第48回中国四国ブロック大会	徳島大会	10月21日（土）	徳島グランビリオホテル
第33回九州ブロック大会	大分大会	未定	未定

- 平成30年度全国大会 北海道ブロック 北海道函館市
- 平成31年度全国大会 東北ブロック 福島県

28年度全肢連定期総会について ～詳報のご案内

事務局より各都道府県肢連宛に総会・講演会及び懇親会の最終聞き取り確認を4月25日付で発信しております。今回は会場が初めて利用する場所ですので、会場準備の都合上お手数ですが、ご回答に協力のほどよろしくお願い致します。

日 時：平成28年5月21日(土)
 総会 13時～16時
 (12時より受付開始)

会 場：ハロー貸会議室東京駅前ビル9階
 東京都中央区八重洲2-1-5

交 通：JR山手線 東京駅 徒歩1分
 (八重洲地下街26番出口直結)
 JR京浜東北線 東京駅 徒歩1分
 (八重洲地下街26番出口直結)
 東京メトロ銀座線 京橋駅
 (7番出口徒歩4分)



講演会：16:00～17:00 (予定)

講師 慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平 氏
 (厚労省社会保障審議会 障害者部会 部会長)

テーマ「今後の社会福祉施策について 日本の社会保障の視点から展望する」(案)

懇親会：講演会終了後、17時30分からを予定

海鮮居酒屋 富昌丸 八重洲店

東京都中央区八重洲2-1-4 松勇八重洲ビル10階

※総会会場より徒歩1分

5月の行事予定

2日(月)	全社協障害者関係団体連絡協議会総会	全国社会福祉協議会
11日(水)	日本肢体不自由児協会美術展運営委員会	日肢協会議室
13日(金)	全肢連平成27年度事業・会計監査	全肢連事務局
13日(金)	特別教育推進連盟理事会 はげみ編集委員会	全国たばこビル 日本肢体不自由児協会
18日(水)	日本の福祉を考える会	自由民主党本部
21日(土)	平成28年度全肢連第1回・2回理事会	ハロー貸会議室
21日(土)	平成28年度全肢連通常総会	ハロー貸会議室
23日(月)	えとうせいいちと明日を語る会	都市センターホテル
24日(木)	(財)コカ・コーラ教育・環境財団理事会	世界貿易センタービル
26日(火)	日本肢体不自由児協会理事会	日肢協会義室
27日(金)	全国心身障害児福祉財団理事会	全国心身障害児福祉財団